



島根県報

平成22年1月15日（金）

号外第6号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更

（道路維持課） 2

道路の供用開始

（ ” ” ） 6

告 示

島根県告示第34号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成22年1月15日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	道路の区域				管轄する地方機関の名称	備考
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員	延長		
一般国道	261号	邑智郡川本町大字川下1684番1地先から同1720番1地先まで	前	A	メートル 17.00～55.00	メートル 420.00	左記のA及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 河川事業 ダブルウェイ解消 仮設道撤去
				B	10.00～48.00	470.00	
			後	A	17.00～55.00	420.00	
〃	375号	邑智郡美郷町湯抱245番1地先から同389番4地先まで	前	A	5.00～32.00	3,191.00	左記のA、B及びCは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 トリプルウェイ 災害復旧工事 拡幅
				B	8.00～80.00	2,175.00	
		邑智郡美郷町湯抱245番1地先から同256番3地先まで	後	A	5.00～32.00	3,191.00	
				B	8.00～80.00	2,175.00	
邑智郡美郷町湯抱245番1地先から同256番3地先まで	C	A	10.00～41.00	115.00			
		B	10.00～41.00	115.00			
県 道	吉田嶺原線	雲南市吉田町吉田3282番5地先から同3282番2地先まで	前	25.00～27.00	16.60	雲南県土整備事務所	減幅 払下げ
			後	22.00～27.00	16.60		
〃	一の瀬折居線	浜田市三隅町井野口26番1地先から同口815番1地先まで	前	4.00～17.90	207.00		災害防除工事 拡幅

			後	5.20～ 50.50	193.00	
"	"	浜田市三隅町井野口 815番1地先から同口 86番6地先まで	前 A	4.60～ 32.90	174.00	左記のA及びBは、関 係図面に表示する敷地 の区分をいう。 災害防除工事 ダブルウェイ
			後 A	4.60～ 32.90	174.00	
			後 B	27.20～ 46.50	107.00	
"	三隅町野長 浜線	浜田市三隅町芦谷1606 番地先から同1690番1 地先まで	前	6.00～ 45.60	86.00	拡幅
			後	10.00～ 58.10	86.00	
"	"	浜田市三隅町芦谷817 番5地先から同783番 2地先まで	前 A	4.40～ 24.60	315.00	左記のA及びBは、関 係図面に表示する敷地 の区分をいう。 ダブルウェイ
			後 A	4.40～ 24.60	315.00	
			後 B	10.40～ 77.60	203.00	
"	"	浜田市三隅町芦谷783 番2地先から同718番 3地先まで	前	4.30～ 23.40	544.00	拡幅
			後	10.00～ 79.60	544.00	
"	"	浜田市三隅町井野口26 番1地先から同口815 番1地先まで	前	4.00～ 17.90	207.00	災害防除工事 拡幅
			後	5.20～ 50.50	193.00	
"	"	浜田市三隅町井野口 815番1地先から同口 86番6地先まで	前 A	4.60～ 32.90	174.00	左記のA及びBは、関 係図面に表示する敷地 の区分をいう。 災害防除工事 ダブルウェイ
			後 A	4.60～ 32.90	174.00	

			B	27.20～ 46.50	107.00		
"	川平停車場線	江津市松川町市村224番2地先から同町上河戸661番2地先まで	前	A	3.20～ 15.50	2,297.00	左記のA及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 拡幅
				B	10.00～ 40.00	2,380.00	
			後	A	3.20～ 15.50	2,297.00	
				B	10.00～ 40.00	2,380.00	
"	大田井田江津線	江津市波積町本郷216番1地先から同216番5地先まで	前	8.80～ 10.00	83.00	道路改良工事	
			後	11.80～ 18.50	83.00	拡幅	
"	大田桜江線	江津市桜江町谷住郷1321番11地先から同3722番1地先まで	前	3.80～ 7.00	53.00	道路改良工事	
			後	4.00～ 9.20	53.00	拡幅	
"	"	江津市桜江町谷住郷1325番1地先から同3712番1地先まで	前	5.00～ 10.00	79.00	道路改良工事	
			後	5.50～ 23.80	79.00	拡幅	
"	"	江津市桜江町谷住郷1064番4地先から同1064番1地先まで	前	3.50～ 3.80	33.00	道路改良工事	
			後	3.50～ 10.30	33.00	拡幅	
"	"	江津市桜江町谷住郷1081番3地先から同地先まで	前	3.70～ 4.00	30.00	道路改良工事	
			後	4.00～ 13.80	30.00	拡幅	

浜田県土整備事務所

"	"	江津市桜江町谷住郷 1176番4地先から同 1176番1地先まで	前	3.70～ 9.50	79.00		道路改良工事
			後	3.70～ 10.00	79.00		拡幅
"	"	江津市桜江町谷住郷 1193番1地先から同 1198番3地先まで	前	3.80～ 5.00	102.00		道路改良工事
			後	3.80～ 13.00	102.00		拡幅
"	"	江津市桜江町谷住郷 1295番地先から同1307 番4地先まで	前	4.00～ 7.00	112.00		道路改良工事
			後	5.20～ 8.60	112.00		拡幅
"	唐鐘港線	浜田市国分町593番1 地先から同町650番地 先まで	前	3.20～ 3.60	26.70		減幅
			後	2.80～ 3.20	26.70		
"	美川周布線	浜田市治和町イ27番1 地先から同町72番4地 先まで	前	5.40～ 12.00	456.00		交通安全工事
			後	9.30～ 20.20	460.00		拡幅
"	津和野田万 川線	鹿足郡津和野町部栄字 小床257番1地先から 同260番1地先まで	前	7.40～ 10.70	76.00	益田県土整備 事務所津和野 土木事業所	交通安全工事
			後	12.70～ 21.10	76.00		拡幅

島根県告示第35号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成22年1月15日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	多伎江南出雲線	出雲市東神西町383番1地先から同町92番1地先まで	メートル 261.00	平成22年 1月15日	出雲県土整備事務所	
〃	美川周布線	浜田市治和町イ27番1地先から同町イ32番4地先まで	85.00	平成22年 1月15日	浜田県土整備事務所	
〃	〃	浜田市治和町40番4地先から同町72番4地先まで	203.00	平成22年 1月15日		